（虐待防止対策課の所掌事務）

第二十一条　虐待防止対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　保護者のないこども、保護者に監護させることが不適当であるこどもその他の保護が必要なこどもの支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　児童相談所に関すること。

三　こどもの虐待の防止に関すること。

四　子ども・若者育成支援に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進（子ども・若者育成支援推進大綱の策定及び推進を除く。）に関すること。

五　支援局の所掌事務に関する政策の基本となる事項の調査に関する調整に関すること。

（家庭福祉課の所掌事務）

第二十二条　家庭福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター並びにこれらの職員を養成する施設に関すること（成育局の所掌に属するものを除く。）。

二　児童福祉法第六条の三第一項第一号に規定する措置解除者等の自立のために必要な支援に関すること。

三　里親に関すること。

四　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）の規定による養子縁組あっせん事業に関すること。

五　第一号（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設並びにこれらの職員を養成する施設に係る部分に限る。）及び前三号に掲げるもののほか、こどもの養護に関すること。

六　児童扶養手当法に規定する児童扶養手当に関すること。

七　前号に掲げるもののほか、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進に関すること。

八　前各号に掲げるもののほか、こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関すること（成育局並びに虐待防止対策課及び障害児支援課の所掌に属するものを除く。）。

九　国立児童自立支援施設の組織及び運営一般に関すること。

（障害児支援課の所掌事務）

第二十三条　障害児支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　障害児入所施設及び児童発達支援センター並びにこれらの職員を養成する施設に関すること（成育局の所掌に属するものを除く。）。

二　前号に掲げるもののほか、障害のあるこどもの福祉の増進に関すること。

三　こどもの自立支援医療に関すること。

四　障害児入所施設の入所措置に関する費用の監査に関すること。

第二章　施設等機関

（国立児童自立支援施設）

第二十四条　こども家庭庁に、国立児童自立支援施設を置く。

２　国立児童自立支援施設は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　児童福祉法第四十四条に規定する児童であって同法第二十七条第一項第三号の措置を受けたもののうち、特に専門的な指導を要するものを入所させて、その自立支援を行うこと。

二　全国の児童自立支援施設における児童の自立支援の向上に寄与するための事業を行うこと。

３　国立児童自立支援施設の名称、位置及び内部組織は、内閣府令で定める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（長官官房審議官の設置期間の特例）

２　第六条第一項の長官官房に置かれる審議官のうち関係のある他の職を占める者をもって充てられる審議官は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

内閣総理大臣　岸田　文雄

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十六号

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十六第七項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「から第三項まで」を「、第二項及び第五項」に改める。

第百七十四条の三十二第三項中「厚生労働省令」を「主務省令」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第百七十四条の四十九の二第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「から第三項まで」を「、第二項及び第五項」に改める。

第百七十四条の四十九の十二第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三条第一項第一号ロ(2)並びに第三条の二第一項から第六項まで、第十項及び第十一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第四条第十号中「第八十三条から第八十五条まで」を「第七十八条から第八十条まで」に改める。

第五条、第六条、第七条第一項、第八条、第十条及び第二十一条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十二条の九中「第十九条の二十第三項」の下に「（法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十四条第二号及び第三号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第三号イ及びロ、第四号イ(1)及び(2)並びに第五号イ(1)及び(2)、ロ(1)及び(2)並びにハ中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第六号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十五条の二第一号ハ(1)及び(2)、ニ(1)(i)及び(ii)並びにホ(1)(i)及び(ii)、(2)(i)及び(ii)並びに(3)並びに第二号ハ(1)及び(2)、ニ(1)(i)及び(ii)並びにホ(1)(i)及び(ii)、(2)(i)及び(ii)並びに(3)中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同号ヘ中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十五条の五第六項及び第二十五条の六第二号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十五条の七第一項中「第二十七条の十八」の下に「及び第四十六条の三第三号」を加える。

第二十五条の十三第一項第二号から第四号までの規定中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十七条の二第三号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同号イ及びロ中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。